

新潟県職場適応訓練委託規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月14日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第43号

新潟県職場適応訓練委託規則等の一部を改正する規則
(新潟県職場適応訓練委託規則の一部改正)

第1条 新潟県職場適応訓練委託規則(昭和38年新潟県規則第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、委託契約を変更し、又は解除することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 当該職場適応訓練生が国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和52年法律第94号)第4条第1項、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和56年法律第72号)第16条第1項若しくは第2項又は<u>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則</u>(昭和41年労働省令第23号)附則第3条第1項若しくは第4条第1項の規定に基づく求職手帳の発給を受けた者であるときは、当該手帳が失効した場合</p> <p>(5) 当該職場適応訓練生が<u>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則</u>第1条の4第1項第6号に規定する港湾運送事業離職者で公共職業安定所長による港湾運送事業離職者求職手帳の発給を受けた者であるときは、当該手帳が失効した場合</p> <p>(6) (略)</p>	<p>第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、委託契約を変更し、又は解除することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 当該職場適応訓練生が国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和52年法律第94号)第4条第1項、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和56年法律第72号)第16条第1項若しくは第2項又は<u>雇用対策法施行規則</u>(昭和41年労働省令第23号)附則第3条第1項若しくは第4条第1項の規定に基づく求職手帳の発給を受けた者であるときは、当該手帳が失効した場合</p> <p>(5) 当該職場適応訓練生が<u>雇用対策法施行規則</u>第1条の4第1項第6号に規定する港湾運送事業離職者で公共職業安定所長による港湾運送事業離職者求職手帳の発給を受けた者であるときは、当該手帳が失効した場合</p> <p>(6) (略)</p>

(新潟県訓練手当支給規則の一部改正)

第2条 新潟県訓練手当支給規則(昭和44年新潟県規則第70号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第23条第2項及び<u>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律</u>(昭和41年法律第132号。以下「法」という。)第18条第2号の規定に基づく給付金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、<u>労働施策の総合的な推進並び</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第23条第2項及び<u>雇用対策法</u>(昭和41年法律第132号。以下「法」という。)第18条第2号の規定に基づく給付金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、<u>雇用対策法施行規則</u>(昭和41</p>

<p>に労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和41年労働省令第23号。以下「施行規則」という。）第2条第2項第1号、第3号から第8号の4まで及び第10号から第12号まで並びに施行規則附則第2条第1項第2号に掲げる者のいずれかに該当する求職者であつて、県内に所在する公共職業安定所の長（以下「安定所長」という。）の指示により、公共職業能力開発施設における職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第1項の認定に係る職業訓練を受けているものに対して支給する。</p> <p>2 （略）</p> <p>別記 第1号様式（第11条関係） 訓練手当受給資格認定申請書 （略） 注 新潟県訓練手当支給規則第7条の規定による寄宿手当の支給を受けようとする者は、9欄の(4)の事項を証する書類を添付すること。</p>	<p>年労働省令第23号。以下「施行規則」という。）第2条第2項第1号、第3号から第8号の4まで及び第10号から第12号まで並びに施行規則附則第2条第1項第2号に掲げる者のいずれかに該当する求職者であつて、県内に所在する公共職業安定所の長（以下「安定所長」という。）の指示により、公共職業能力開発施設における職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第1項の認定に係る職業訓練を受けているものに対して支給する。</p> <p>2 （略）</p> <p>別記 第1号様式（第11条関係） 訓練手当受給資格認定申請書 （略） 注 <u>雇用対策法施行規則第2条第2項第8号に掲げる者に該当する者及び新潟県訓練手当支給規則第7条の規定による寄宿手当の支給を受けようとする者は、9欄の(4)の事項を証する書類を添付すること。</u></p>
--	---

（新潟県立職業能力開発校規則の一部改正）

第3条 新潟県立職業能力開発校規則（昭和47年新潟県規則第63号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（授業料の減免等）</p> <p>第21条の2 条例第17条に規定する授業料、入校考査料、入校料又は受講料を納付することが困難であると認められる者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) <u>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律</u>（昭和41年法律第132号）に規定する職業転換給付金（同法第18条第2号に掲げる給付金に限る。）の支給を受ける者</p> <p>(6) （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（授業料の減免等）</p> <p>第21条の2 条例第17条に規定する授業料、入校考査料、入校料又は受講料を納付することが困難であると認められる者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) <u>雇用対策法</u>（昭和41年法律第132号）に規定する職業転換給付金（同法第18条第2号に掲げる給付金に限る。）の支給を受ける者</p> <p>(6) （略）</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。